

重要なお知らせです。全員手続きが必要です。必ずご確認ください。

令和8年（2026年）4月27日

保護者の皆様へ

市立札幌新川高等学校長

授業料と「高等学校等就学支援金制度」に関するお知らせ

札幌市立高等学校の授業料は、全日制は月額9,900円ですが、令和8年4月より、国における高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給において、法律の一部改正による変更があり、**全世帯を対象として所得制限が撤廃**（いわゆる「高校無償化」）されました。

就学支援金の支給を受ける場合には、**受給資格認定申請（全学年対象）**が必要となりますので、**5月1日（金）までに全員手続き（操作）**をお願いします（全世帯が支援金の支給対象となります）。**※2・3年生も今回改めて手続き（操作）が必要です。**

申請方法につきましては、下記を御確認いただき、期限内に手続き（操作）を行ってください。

記

1 申請・届出の手続方法

申請・届出の手続きは、国の就学支援金オンラインシステム『e-Shien』で行います。**全員手続きが必要**ですので、お忘れにならないようご注意ください。

(1) オンラインシステム『e-Shien』での申請・届出（全員）

お手持ちのパソコンやスマートフォン等で、右のURL <https://www.e-shien.mext.go.jp/> を直接入力していただくか、以下の二次元コードを読み取り、『e-Shien』にアクセスしてください。



←オンラインシステム『e-Shien』QRコード

入力の方法や注意事項等は、以下の「申請者向け利用マニュアル」を参照してください。

○1年生→ https://www.mext.go.jp/content/20260403-mxt_shuukyo03-000020144_2.pdf

○2・3年→ https://www.mext.go.jp/content/20260403-mxt_shuukyo03-000020144_3.pdf

※マニュアルは、4月27日付で配信した「すぐーる」及び本校HPに掲載しています。

ログイン時に必要なログインID通知書については、1年生は、本日（4/27）生徒を通じて、配布しております。2・3年生については、入学時に配布しておりますが、お手元がない場合は学校までご連絡ください（☎011-761-6111）。

『e-Shien』での手続（操作）締切

令和8年5月1日（金） まで

※**全校生徒（1～3年生）**申請が必要となりますので、ご注意ください。

※今回からマイナンバーカードの届出は不要となりました。

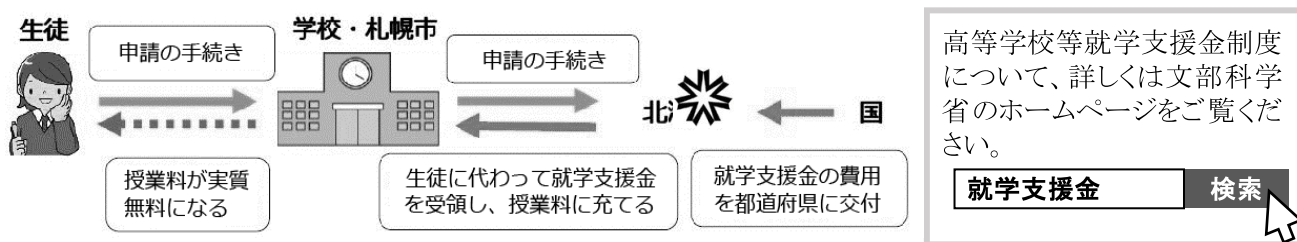
※なお、パソコンやスマートフォンを所持していない等の理由により、オンライン申請ができない場合は必ず学校まで御連絡ください。

高等学校等就学支援金の制度概要は裏面を御参照ください

2 高等学校等就学支援金とは

札幌市立を含む公立の高校・中等教育学校の場合、授業料と同額が国から給付され、授業料が実質無料となる制度です。

就学支援金が認定された生徒の授業料は、国が負担し、北海道を通して札幌市に支払われます。このため、生徒は授業料を納める必要がなくなり、授業料が実質無料となります。



3 受給資格

日本国内に住所を有する方で次の要件をすべて満たす方が就学支援金を受けることができます。

(1) 次のいずれかに該当する方

①日本国籍を有する者、②特別永住者、③永住者、日本人の配偶者等、④永住者の配偶者等、⑤定住者のうち将来永住する意思があると認められた者、⑥家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

(2) 高等学校等を卒業または修了していない

(3) 高等学校等に在学した期間が通算で36か月（※）を超えていない

4 認定期間

4月に受給資格申請を行い、認定となった場合は、在学している限り、3月まで資格が有効となります。

【担当】 市立札幌新川高等学校 事務室 遠藤 電話 011-761-6111